

守ろう！電波のルール

－総務省九州総合通信局からのお知らせです－

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。

電波の不正利用は命の危険に繋がることがあります。

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。

電波はルールを守って正しく使いましょう！

- ①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を
- ②外国規格の無線機器にはご注意ください
- ③電波の利用には、原則免許が必要です

－ 問合せ先 －

■九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252（受付）

○受信障害（テレビ・ラジオ）…TEL:096-326-7873

○電波利用料……………TEL:096-326-7843

○その他行政相談……………TEL:096-326-7819

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君